

対馬宗家の江戸幕府宛て起請文

古川 祐 貴

はじめに

江戸時代の対馬宗家は家督・朝鮮通交相統^①に際して幕府に起請文^②を提出していた。これは藩主代替起請文と呼ばれるものであり、將軍代替起請文と並んで同家が幕府に対して提出し続けたものである。藩主代替起請文の提出自体、特に他の大名家と変わるところがないのであるが、対馬宗家は当初から当該起請文を提出していたわけではなかった。最初に提出したのは將軍代替起請文でもない、次のようなものであった^③。

【史料①】

起請文前書事

- ①、今度拙子^(宗家)一件数度御穿鑿被 仰付、殊更 殿中^(江戸)被召出達 上聞、拙子無誤通被聞召分、如前々嶋^(対馬)をも致安堵候様ニ被仰出、万事御奉公之作法無相違義、外聞実儀偏

^(幕川家) 御当代之御高恩与忝奉存候、誠冥加至極家之面目不過之候、如此之上ハ拙子式難申上候得共、竭粉骨之忠節、

毛頭不奉存忝命、不可奉忘其志候事

②、至違 公儀輩者一切不可申談事

③、被 仰出御法度以下相背申間鋪事

④、日本・朝鮮通用之義付、日本之御事を大切ニ奉存知、

御為ニ悪様ニハ毛頭仕間鋪候、何事ニよらす朝鮮に心ひかれ、日本之御事を存知かへ申候て御うしろくらき儀いたすましき事 付、日本又朝鮮江何茂御隠密之義若承候共、親類・縁者たりといふとも、一言も其沙汰仕まじき事

⑤、朝鮮之仕置以下如家業被 仰付候、重畳御恩深罷蒙候段、難有忝奉存候、何様之義も被仰出候之趣守其旨、万端速御奉公油断仕間鋪事

右之御高恩共子々孫々聊忘却仕間鋪候、一言片辞挟偽心
候者云々

これは「柳川一件」^①の結審後、宗義成（二代藩主）^{よしなり}が寛永二年（一六三五）八月五日に幕府に対して提出した起請文である。荒野泰典氏によって初めて紹介されたと思しい^②。すなわち、①審理の過程で身の潔白が証明され、以前のように対馬島を安堵されたことはひとえに徳川家の「御高恩」だと思つてゐるので、粉骨碎身忠節を尽くし、「武命」を奉じないようにすること、②幕府に反目する輩とは一切結託しないこと、③仰せ出された命令に背かないようにすること、④「日本」のことを大切に思うとともに、朝鮮になびいて「日本」を裏切らないようにすること、⑤朝鮮通交を「家業」のごとく仰せ付けられたことに深く感謝し、油断なく奉公に努めること、である^③。

事件の結果無罪となつた義成が幕府への感謝とともに、真摯に朝鮮通交を務める旨が誓約されている。内容からしても繰り返し提出されるものではなかつたことが明らかであろう。しかしこの後、対馬宗家は將軍代起請文を幕府に提出し、間を空けて藩主代起請文の提出も行うようになる。將軍代起請文については提出の契機や意義が他大名家の事例から解明されているが^④、藩主代起請文に関しては大河内千恵氏が「提出条件が明らかでなく、大名全員が提出するものではない」といった指摘を行つており^⑤、個々の事例に即したかたちでの分析が必要である^⑥。

これまでの近世日朝関係史研究において【史料①】が取り上げられることはあつても、將軍代起請文や藩主代起請文が取り上げられることは少なかつた^⑦。そもそも対馬宗家がどのよう

な起請文を提出していたのか分かつていなかったし、形式化・儀礼化したとされる起請文を分析しても、幕府―対馬宗家関係の何らかが得られるとは思われていなかったためであろう^⑧。何故対馬宗家は藩主代起請文を提出するようになったのか。そしてそれは【史料①】や將軍代起請文といかに関わつていたのか。これらを検討し、解明することが本稿の目的である^⑨。

一、徳川將軍代起請文

（一）徳川家綱將軍代起請文

対馬宗家が最初に提出した將軍代起請文は徳川家綱期のものである^⑩。当時家綱は一一歳であり、大名家との間に「天下人」^⑪としての地位を築くことができるのか危ぶまれていた^⑫。そうした中で大名家は積極的に起請文の提出を願ひ出、幕府に認められていくのである^⑬。宗義成（二代藩主）が提出した起請文を次に確認しておこう^⑭。

【史料②】

起請文前書

御幼少ニ被成御座候とて 公儀をかるく不仕、弥以御為を第一奉存、聊以御うしろくらき儀仕間敷事

①、銘々より被 仰出候御法度之趣堅相守、猶以於

殿中も不作法之儀無之様、急度相嗜可申事

付、自今以後被 仰出候御条目・壁書等、是又違背仕

間敷事

②、連判中者不及申、御一門を始、諸大名・諸傍輩与奉対

御為悪心を持申合一味仕間敷候、於

殿中ハ勿論、宿々にも用所なくして切々寄合仕間敷候事

右条々雖為一事於致違犯者

(一六五五年)
慶安四年六月十二日

【史料③】

起請文前書

①、拙者儀 御三代御恩を蒙り、殊

大猷院様之御代、寛永十二年柳川豊前守と出入有之候時、

数度御穿鑿之上、(江戸地)殿中へ被召出、御直ニ被聞召、拙者

無誤旨御裁判被 仰出、(対馬地)嶋安堵本領無相違、諸事前々

ニ相替御懇ニ被仰付候、御厚恩難忘奉存候、

当上様御幼少ニ御座被成候共、少も忒心不奉存、御奉公

可仕事付、被仰出御法度違背仕間敷事

②、奉対 公儀万一企悪心者有之候儀、慥承及候者、急度

可致言上候、勿論申談御うしろくらし事も常仕間敷事

③、日本・朝鮮通用之儀、如家業被仰付忝奉存候間、日本

之御事を大切ニ奉存、御為ニ悪敷様ニハ少も仕間敷候、

何事ニよらず朝鮮ニ心ひかれ、日本之御事を存知替申間

敷候、自然御隱密之儀承候事御座候者、親類・縁者たり

といふとも一言も其沙汰仕間敷事

右之通於相背者

【史料②】には、①仰せ出された命令を堅く守り、江戸城にお

いて不作法な行為を慎むこと、②「悪心」を持った者と結託した

り、無用な寄合を持ったりしないこと、とあり、袖書に家綱が幼

少であるからといって幕府を軽んぜず、奉公第一を考え、後ろめ

たい行動をとらないこと、が記される。また【史料③】には、①

「柳川一件」の結果対馬島が安堵されたことに「御厚恩」を感じ

ており、幼少の家綱に対しても「忒心」を抱かず奉公に努め、仰

せ出された命令に背かないようにすること、②幕府に対して「悪

心」を持つ者がいれば必ず言上し、自らも後ろめたい行動をとら

ないこと、③朝鮮通交を「家業」のごとく仰せ付けられたことに

深く感謝していることから、朝鮮になびいて「日本」を裏切った

りせず、また機密事項に関しても一切他言したりしないこと、が

記される。

【史料②】【史料③】ともに一枚の木製看板に写し取られたも

のである。それぞれの端作り文言に「起請文前書」とあること、

最後に「右条々雖為一事於致違犯者」「右之通於相背者」とあ

ることを考えれば、後部に牛玉宝印が付されていたのであろう。

神文には種類があったことが知られているが¹⁷⁾、これだけの情

報から神文を特定することは困難である。他家の事例から「式目

神文」の可能性が高かったということが指摘できるくらいのも

であらう¹⁸⁾。そして何より気になるのは義成が二つの起請文を

提出していた事実である。年紀は片方にしか存在しないが、内容

や一枚の木製看板に写し取られていることから、ともに家綱期の

ものと考えて差し支えないだろう。しかし將軍代替起請文を二通

提出した大名家のことはこれまでに聞いたことがない。二通の起

請文はいったい何を意味しているのであろうか。

ここで注目したいのは両者の内容的な違いである。【史料②】

が一般的な事項を誓約したものであったのに対して、【史料③】は

対馬宗家にしか誓約することのできない内容を多く含んでいる¹⁹⁾。
 【史料②】提出時の慶安四年（一六五一）六月一二日において義成が江戸にいなかったことを考慮すれば²⁰⁾、【史料②】は「仮誓詞」であった可能性が高い²¹⁾。義成の参府以前に起請文を提出しておかなければならなかった事情があったのだろう²²⁾。だからこそ一般的な内容の起請文とならざるを得なかったのである。義成は参府後の七月一九日に家綱に拜謁を果たすと²³⁾、このときに【史料③】を提出した（恐らく【史料②】と取り替え）。内容の異なる二通の起請文が存在した理由はまさにこのような事情があったからであり、木製看板に写し取られた順番は起請文の提出順を意味していたのである。しかし何故二通の起請文だけが木製看板に写し取られたのかは定かでない。初の將軍代替起請文として対馬宗家内で記念碑的にでも掲げられでもしたのであるだろうか。

(2) 徳川綱吉將軍代替起請文

実子に恵まれなかった家綱は、徳川綱吉を養嗣子とし、延宝八年（一六八〇）五月八日に死去する。綱吉は養嗣子となった時点で中継ぎ的な役割が期待されていたこともあって、家綱死後も不安定な立場に置かれていた²⁴⁾。こうした中で大名家は起請文の提出を積極的に行っていくのである。

対馬宗家が起請文に関する情報を久保吉右衛門（幕府右筆）から入手したのは、延宝八年（一六八〇）五月下旬のことであった²⁵⁾。樋口左衛門（対馬藩江戸家老）は早速久保に「口上之覚」（五月二八日付）を提出している。その内容は、①藩主の宗義眞^{よしまこと}（三代藩主）は在国中であり、参府後に起請文を提出する予定

あること、②もし在国中の大名で起請文提出を行っている家があれば教えてほしいこと、③江戸にいる右京（後の宗義倫^{よしまと}）（四代藩主）は若年であるが、他の大名家次第では起請文提出の用意があること、④代替に伴って在国中の大名家が参府願いを出していること、⑤代替にあれば教えてほしいこと、である。ここから対馬宗家が抜かりなく対応しようとしていた様子が窺える。しかし久保の回答は、起請文の提出は旗本や大名家が「思々」²⁶⁾に行うものであり、義真に関しては参府後の提出で問題ないこと（①②への回答）、右京の起請文提出は不要であること（③への回答）、大名家から参府願いが出されている事実はないこと（④への回答）、であった。樋口は久保に前書案も依頼していたが、直近に提出する必要がなくなったこともあって、特にこのとき渡されることはなかった。再び起請文提出の動き出しが見られるのはおよそ一年後のことである。

天和元年（一六八一）五月九日、対馬宗家は久保のもとへ伊賀文四郎（対馬藩江戸留守居カ）を派遣した。すでに旗本が起請文を提出していたこともあって、その前書を見せてもらおうというのである。久保から提示された起請文は次のようなものであった。

【史料④】

起請文前書

- ① 一、御代替二付、一入重 公儀大切可奉存事
 - ② 一、無表裏別心、自然邪儀於被申掛者、御一門を初、雖為親類・縁者・知音之好、早速可申上事
- 右之趣於相背者

神文如式目

①「將軍代替につき、より一層幕府を重んじること、②「邪儀」を持ち掛けられてもすぐに幕府へ言上すること、である。伊賀はこれを受け、「尤私義二者朝鮮之通用有之故、於此方書加儀も御座候」と述べ、前書を完成させたようである⁽²⁷⁾。その起請文は三日後に堀田正俊（幕府老中）の内見を経て、いよいよ提出のときを迎える。

起請文提出のため義真が御用番・大久保忠朝（幕府老中）宅を訪れたのは、天和元年（一六八一）五月二三日のことである。義真は持参した起請文を取次に渡すと、早速御書院へと案内された。すでに大久保と内藤新五郎（幕府大目付）が控えていたようで、その面前で血判を捺すこととなった。このとき義真が上げた起請文を次に確認しておこう。

【史料⑤】

起請文前書

- ①、御代替二付、一入重 公儀大切可奉存事
 - ②、無表裏別心、自然邪儀於被申掛者、御一門を始、雖為親類・縁者・知音之好、早速可申上候事
 - ③、日本・朝鮮通用之儀、大切奉存、御為悪様仕間敷候、不依何事日本之御事、朝鮮ニ存替申間敷候、若御隠密之儀被 仰出候者、親類・縁者ニ茂一言沙汰仕間敷候事
 - ④、朝鮮通用書簡之儀、心之及候程弥以念を入、私無之様二可仕事
 - ⑤、異国へ御制禁之武具、朝鮮国へ不差渡候様、随分念を入可申付事
- 右之趣於相背者

神文如式目

延宝九年辛酉五月十三日

御名字官

御諱御判

稲葉美濃守殿

大久保加賀守殿

堀田筑前守殿

板倉内膳正殿

阿部豊後守殿

①「將軍代替につき、より一層幕府を重んじること、②「邪儀」を持ち掛けられてもすぐに幕府へ言上すること、③朝鮮通交を大切に思い、いかなることがあっても「日本」を裏切らず、また機密事項を命じられたとしても一切他言しないこと、④書契（外交文書）に私曲を交えないこと、⑤朝鮮へ「御制禁之武具」を持ち出さないこと、である。

①②は【史料④】一・二条目と全く同じであることから、伊賀が述べた「於此方書加儀」とは③④⑤のことを指すのであろう。しかし③も【史料③】三条目と趣旨はほぼ同じであるし、④にしても元々は「柳川一件」に端を発していることを考えれば、【史料③】一条目の派生とも捉え得る。唯一⑤だけが追加された条項であり、これは朝鮮への大規模武器輸出が発覚した「寛文拔船一件」を想定してのものであろう⁽²⁸⁾。以上のように【史料⑤】は【史料④】をベースに、【史料③】や新規事項を加味するかたちで作成されたのである。また後部に「神文如式目」とあることから、「式目神文」が継がれていたことが分かる。当該神文は御成敗式目末尾の神文であり、幕府の公式神文として定着していた⁽²⁹⁾。

対馬宗家が鹿兒島島津家のように神文に「伝統」や拘りを有していなかったことを考えれば³⁰⁾、前回の家綱期も「式目神文」であった可能性が高い。ただし、牛玉宝印の料紙は相変わらず不明である(注27から前書料紙が奉書紙であったことは分かる)。

(3) 徳川家宣將軍代替起請文

宝永元年(一七〇四)一二月、徳川綱豊(甲府藩主)は綱吉の養嗣子となり、諱(実名)を「家宣」と改めた。そして同六年(一七〇九)正月一〇日に綱吉が死去すると、五月一日には將軍宣下を受け、征夷大將軍に就任する³¹⁾。この間大名家は起請文を準備し、幕府に提出していた。その過程を対馬宗家の動きから跡付けてみよう³²⁾。

宝永六年(一七〇九)四月六日、宗義方(五代藩主)は井上正峯(幕府老中)宅を訪れていた。その中で義方は「然者今度御代替二付、誓旨指上度奉存候、此段宜御指図被成可被下候」と述べ、井上用人に対して「口上覚」(四月六日付)を提出した。これは幕府老中が「御用御繁多之節故、御誓旨御願之儀、若御失念茂可有御座哉」といった事態に備えたものであり、対馬宗家がいかに提出を真摯に捉えていたのが窺える。数日後には井上から呼び出しがあり、山川作左衛門(対馬藩江戸留守居)を通じて起請文の提出が命じられた³³⁾。

起請文提出のため義方が井上宅を訪れたのは、宝永六年(一七〇九)四月一六日のことである。起請文は据判までなされた状態で桐箱に収められ、山川によって井上用人に差し出された。御対客之間に通された義方はまもなく御書院へと案内され、列座して

いた井上と松平乗宗(幕府大目付)と挨拶を交わす。井上に促されるかたちで縁側にて御手水を済ませると、井上用人は起請文を持参し、前書・神文・起請者名・宛所を読み上げる。義方は面前に起請文が置かれたタイミングで左手薬指を紙繕りで括り、血を採った後に右手指に移して血判を捺した。起請文は井上・松平の確認を経て、ようやく提出完了となる。提出された起請文を次に掲げよう。

【史料⑥】

起請文前書

- ①、御代替付、弥以重 公儀大切可奉存候事
- ②、忠勤之志肝要奉存、自然邪儀於被申掛者、御一門を初、雖為親類・縁者・知音之好、早速可申上候事
- ③、日本・朝鮮通用之儀、心之及候程入念御為能様可仕候、若御隠密之儀被
仰出候共、一切他言仕間鋪候事
- ④、朝鮮通用書翰之儀、入念私無之様ニ可仕候、尤日本之儀、朝鮮与存替申間鋪候事
- ⑤、異国江御制禁之武具、朝鮮国江不相渡候様ニ堅可申付候事

右条々雖為一事於致違犯者、

但神文ハ牛玉ノ裏ニ認ル、御並様方其通也

是ヨリ牛玉 尤前書ハ奉書紙ヲ牛玉ノ長ニ裁合、起請繼ニ認ル

牛玉何方茂鳥子紙摺ニ御認之由ニ付、此方茂其通ニ
て泰然寺分取寄ル

梵天・帝釈・四大天王、総日本國中六十余州大小神祇、殊

伊豆・箱根両所権現、三嶋大明神、八幡大菩薩、天満天白
在明神、部類眷属神罰・冥罰可罷蒙者也、仍起請如件

御血判

宝永六己丑年四月十六日

宗対馬守 御居判

土屋相模守殿

小笠原佐渡守殿

秋元但馬守殿

本多伯耆守殿

大久保加賀守殿

井上河内守殿

ほぼ【史料⑤】と同じであるが、「無表裏別心」（史料⑤）二
条目）が「忠勤之志肝要奉存」（②）に変わっていたり、【史料
⑤】三条目が④に来たりしている点が異なっている。加えて神文
が示され、明らかに「式目神文」であったことが分かる。

中でも注目されるのは「是ヨリ牛玉」の部分であろう。対馬宗
家は泰然寺（詳細不明）から牛玉宝印を受領していたようであ
る。配布されるものである以上、形態を変えることができなかつ
たことから、牛玉宝印に合わせるかたちで前書の大きさが調整さ
れた（尤前書ハ奉書紙ヲ牛玉ノ長ニ裁合）。前書料紙は奉書
紙、牛玉宝印料紙は鳥子紙であり、両者は「起請継ぎ」³⁴⁾で継が
れた。完成した起請文は上包（上書「誓詞 宗対馬守」）で「奉
書包」にされ、さらに煮黒目鑲に茶平打緒を通した薬籠蓋式桐白
木箱（上書「誓詞 宗対馬守」）に入れられた。このような起請
文のあり方は徳川家継・吉宗・家重期にも連続して確認できる。³⁵⁾
徳川家慶（一二代將軍）期のものも同じであったが³⁶⁾、恐らく

幕末期まで同じだったのであろう。家綱期に始まった対馬宗家の
將軍代替起請文は、綱吉期における内容的な一新を経て、幕末期
まで固定化されていたといえることができる。³⁷⁾

二、対馬藩主代替起請文

（1）宗義倫藩主代替起請文

対馬宗家が最初に提出した藩主代替起請文は宗義倫（四代藩
主）期のものである。義倫は義真（三代藩主）の跡を継いで藩主
となったが、それは義真の隠居に伴うものであった。義真が隠居
の意向を示したのは、元禄五年（一六九二）四月二三日のこと
である³⁸⁾。彼は狩野養朴（幕府絵師）を介して阿部正武（幕府老
中）へ身体の不調を訴え出した。幕府の回答は早々に隠居願いを出
すべきといったものであり、そこから対馬宗家は願書作成に取り
掛かるのである。

作成された願書案は二つ。一つは起請文形式のものであり、も
う一つは口上書形式のものである。対馬宗家はこれらをまとめ
て狩野へと送ったが、狩野の返答は起請文形式は不要といったもの
であった。二つの願書案を提示しておこう。

【史料⑦】

起請文前書

私儀、從拾年以前眩暈御座候而、度々差出、其上腹痛、
亦者持病之痛等御座候故、月次之出仕漸相勤申候事

右之趣雖為一事偽於申上者

梵天・帝釈——

【史料⑧】

(宗義真)

私儀、從拾年以前眩暈御座候而、度々差出難儀仕候、其

上腹痛、又ハ持病之痛等御座候故、常々致養生候得共、耽

無御座候、依之例月之出仕漸相勤申躰御座候間、隱居之義

奉願存候、家督同氏(宗義倫)右京大夫ニ被 仰付被下之難有可奉存

候、以上

(元禄五年)

五月日

宗對馬守 書判

大久保加賀守殿(忠朝)阿部豊後守殿(正武)戸田山城守殿(忠昌)土屋相模守殿(政直)

【史料⑦】には一〇年前から眩暈があり、腹痛や持病もあって、出仕をようやく務められている状態であること、【史料⑧】は【史料⑦】と同様の文言が繰り返されたうえで、自らは隠居し、義倫への相続を願う内容となっている。両者の決定的な違いは内容もさることながら、【史料⑦】が起請文形式で作成されたことであろう。狩野の指導もあって⁽³⁹⁾、最終的には【史料⑧】で隠居願いが出されることとなった。隠居願いを提出した義真は、元禄五年（一六九二）六月二十七日に義倫を連れて江戸城に登城する。そこで義真には隠居が、義倫には家督と朝鮮通交の相続が命じられた。義倫はその後侍従へと任官され、対馬守を名乗るようになる。書契（和文案）の幕府老中内見を依頼する。そしてこのタイミングでなされたのが藩主代替起請文の提出交渉であった。

対馬宗家は阿部正武を訪ねると、「御代替之節、御隠居〔宗義

真〕様御誓旨被成候付、殿〔宗義倫〕様ニも此度御誓旨可被遊哉」と述べ、「誓旨之前書一通」を提出した。「御代替」とは將軍代替のことであり、義真が経験した「御代替」は綱吉期のものしかない。したがってこれは綱吉期に義真が將軍代替起請文を提出したので、それに倣って義倫も何らかの幕府宛て起請文を提出したいと読むべきであろう。対する阿部の回答はその日の夕刻になされ、「誓旨之義御尤存候、今朝御見せ被成候前書之通御認被成、御用番へ近日被掛御目、拙子〔阿部正武〕へ被仰聞候通ニ（御用番へも）被仰達可然存候」といったものであった。この後対馬宗家は同様の相談を御用番・土屋政直（幕府老中）に対しても行っており、月が改まって御用番・戸田忠昌（幕府老中）から正式に提出の命令を受けた⁽⁴⁰⁾。提出を許可される以前から「誓旨之前書一通」を持参していたことを考えれば、対馬宗家は戦略的に藩主代替起請文の提出を実現したことになる。

提出のため義倫が戸田宅を訪れたのは、元禄六年（一六九三）二月六日のことである。到着した義倫は起請文を取次へ渡すと、早速御書院へと案内された。戸田と前田直勝（幕府大目付）は義倫入室後に御書院に現れたようで、義倫は戸田に促されるかたちで御手水を済ませた。このタイミングで戸田用人は起請文を持参し、義倫・戸田・前田の面前で前書・神文・起請者名・宛所を読み上げる。起請文が義倫の前に置かれると、義倫は紙繕りて左手中指を括り、小刀にて採った血を右手指に移して血判を捺した。完成した起請文は戸田用人によって取り上げられ、戸田・前田の確認を経て受理された。義倫が提出した起請文を次に掲げておこう。

【史料⑨】

起請文前書

- ① 御代替二付、一入重 公儀大切可奉存事
- ② 一、無表裏別心、自分(然も)邪儀於被申掛者、御一門を始、雖為親類・縁者・知音之好、早速可申上事
- ③ 一、日本・朝鮮通用之儀、大切奉存、御為悪様仕間敷候、不依何事日本之御事、朝鮮ニ存替申間鋪候、若御隠密之儀被 仰出候者、親類・縁者ニ茂一言沙汰仕間鋪事
- ④ 一、朝鮮通用書簡之儀、心之及候程弥以念を入、私無之様ニ可仕事
- ⑤ 一、異国江御制禁之武具、朝鮮国江不差渡候様ニ随分念を入可申付事

右条々雖為一事於致違犯者

梵天・帝釈・四大天王、惣而日本国中六十余州大小神祇、殊伊豆・箱根両所権現、三嶋大明神、八幡大菩薩、天満大自在天神、部類眷属神罰・冥罰可罷蒙者也、仍起請如件

元禄六年二月六日

宗対馬守 御据判

大久保加賀守殿

血判

阿部豊後守殿

戸田山城守殿

土屋相模守殿

大目付 前田安芸守殿

文字の異同こそあるが、神文も含めて綱吉將軍代替起請文〔史料⑤〕と同じであることが分かる。大きな違いは宛所に幕府大目付名が加えられていることくらいのものであろう。対馬宗

家は戸田から提出命令を受けた段階から「誓旨前書・神文、先規之通相認、持参仕候様ニ御座候」(傍点は筆者)と発言しており、【史料⑤】を踏襲する意向を示していた。それは【史料⑨】が藩主代替起請文としては初のものであり⁽⁴⁾、どのような形で提出したらよいか分かっていなかったためであろう。だからこそ藩主代替起請文でありながら、「御代替二付」といった將軍代替起請文特有の文言⁽²⁾が用いられていたのである⁽³⁾。ただ料紙などの情報は明らかでなく、形態的な類似点までは読み取ることができない。

(2) 宗義方藩主代替起請文

義倫(四代藩主)は就任後まもなく体調を崩す⁽⁴⁾。義方(5)が後継指名を受けるも参府以前に義倫は死去してしまうのである。當時義方は一歳であり、若年であったことから、隠居していた義真(三代藩主)が朝鮮通交を相続する意向を幕府に進言する。その提案は受け入れられ、義方に家督が、義真に朝鮮通交が命じられるのである。この後義真は朝鮮から義真図書を再受領し、朝鮮通交を開始するに至る。一方で義方は従四位下・侍従・対馬守となっても書契(和文案)の幕府老中内見、藩主代替起請文の提出を行うことができなかった。義方は初入国すら果たすことができないままに江戸滞在の日々を送るのである。

こうした状況に変化が生じたのは義方が一八歳を迎えてからのことであった。義真は阿部正武(幕府老中)に朝鮮通交を譲りたい旨の願書を提出すると、義方は呼び出しを受け、朝鮮通交の相続が命じられる(五代藩主、元禄一四年(一七〇一)九月一七

日)。これを機に対馬宗家は、書契(和文案)の幕府老中内見、藩主代替起請文の提出を実施する。このとき提出された起請文を次に掲げよう⁽⁴⁵⁾。

【史料⑩】

起請文前書

①、今度私儀^(宗義方)、朝鮮国之御用如先規被

仰付之候、弥重 公義大切相動可申候事

②、日本・朝鮮通用之儀、心之及候程入念御為能様可仕候、

若御隠密之儀被

仰出候共、一切他言仕間鋪候事

③、朝鮮通用書簡之儀、入念私無之様可仕候、尤日本之儀、

朝鮮与存替申間鋪候事

④、異国江御制禁之武具、朝鮮国江不相渡候様ニ堅可申付

候事

⑤、従前々御法度之趣堅相守、自今以後被 仰出候儀、猶

以同事可相守候、御一門始、諸大名与以悪心申合、一味

仕間敷候、万一悪事相頼族於有之者、早速可申上候事

右条々雖為一事於致違犯者

(朱書) 是ヨリ奥牛王^(マウ)

梵天・帝釈・四大天王、惣而日本国中六十余州大小神祇、

殊伊豆・宮根両所権現、三嶋大明神、八幡大菩薩、天満大

自在天神、部類眷属神罰・冥罰各可罷蒙者也、仍起請如件

御血判

元禄十四辛巳年九月廿七日

(一七〇一年) 宗对馬守^(義方) 御据判

(朱書) 料紙肌吉紙、牛王も同紙、尤堅紙也

阿部豊後守殿^(正武)

土屋相模守殿^(政直)

小笠原佐渡守殿^(長重)

秋元但馬守殿^(喬朝)

稲葉丹後守殿^(正通)

安藤筑後守殿^(重玄・幕府大目付)

①朝鮮通交を命じられたので、より一層幕府を重んじること、
②朝鮮通交に最善を尽くし、また機密事項を命じられたとしても一切他言しないこと、③書契(外交文書)に私曲を交えず、「日本」を裏切らないようにすること、④朝鮮へ「御制禁之武具」を持ち出さないようにすること、⑤仰せ出されたいかなる命令をも遵守し、「悪心」をもって結託せず、「悪事」を頼む者がいればすぐに幕府へ言上すること、であり、神文の内容から「式目神文」であつたことが分かる。

前回からの変更点を挙げれば、「御代替二付」(史料⑨)一条目が「今度私儀、朝鮮国之御用如先規被仰付之候」(①)へと変わり、藩主代替の要素が押し出されていること、【史料⑨】二条目が②に繰り上げられるも、そのうちの一部が④へと移っていること、【史料⑨】四・五条目がそれぞれ③④へと繰り上げられたこと、となろう。細かな変更がなされた理由は定かでないが、対馬宗家として藩主代替に相応しい起請文がこの段階で調えられたことは確実であろう。一方で今回の起請文は前書・牛玉宝印ともに肌吉紙(奉書紙系料紙)が用いられている。前回の起請文は詳細が分からなかったが、今回の起請文の存在によって藩主代替起

請文の形態的な情報が少しだけ明らかとなった。

(3) 宗方誠藩主代替起請文

義方(五代藩主)は宝永二年(一七〇五)に彦千代に生まれ、その二年後に幕府への届出を済ませていたが、帰国時に提出する仮養子願書にはいつも宗方誠の名前を挙げていた⁴⁶。それは義方自身がそうであったように彦千代が若年で、朝鮮通交を相続するには及ばないといった判断が対馬宗家内でなされていたことによる。しかし彦千代は正徳三年(一七一三)に九歳という若さで死去する。義方には別の実子(岩丸など)もいたが、同様の理由でこの後も方誠が仮養子に指名され続けた。ところが今度はその義方が享保三年(一七一八)九月五日に死去してしまう。結果方誠が藩主に就任することとなったのである。参府した方誠は一月二二日に幕府から家督と朝鮮通交が命じられ、六代藩主に就任した。

藩主代替に伴う起請文提出の動きは享保三年(一七一八)一月二九日から見られる⁴⁷。井上正峯(幕府老中)宅を訪れていた平田直右衛門(対馬藩江戸家老)が、井上用人に対して「対馬守(宗方誠)儀、今般朝鮮御役被仰付候、先規之通誓旨仕差上度候」と言上したのである。数日後には案文を持参し、内見を受けている。その回答は、①案文通りでよいこと、②提出は一二月五日か六日となること、であった。これに対して対馬宗家は、方誠の対馬帰国が六日であることから、五日を希望する旨を伝えている。ここから藩主代替起請文の提出が初入国に向けて出発する直前になされていたことが分かる⁴⁸。

ところが実際の提出は六日であった。この日事前に原宅右衛門(対馬藩江戸留守居)が井上宅を訪問し、起請文を持ち込んだようである。方誠が井上宅に到着すると、初め御対客之間に通された。そして松平乗宗(幕府大目付)の呼び出しによって御書院へと移り、下段に座した井上の挨拶を聞く。井上用人が起請文を持参し、前書・神文・起請者名・宛所を読み上げると、方誠は左手薬指を紙送りで括り、針にて血を採って右手薬指で血判を捺した。松平によって取り上げられた起請文は、井上の確認を経て室外へと持ち出される。この日方誠は江戸発の予定であったことから、同時に仮養子願書の提出も行ったようである。方誠が提出した起請文を次に掲げよう。

【史料①】

起請文前書

①、今度私儀、朝鮮国之御用如先規被

仰付之候、弥重 公儀大切相勤可申候事

②、日本・朝鮮通用之儀、心之及候程入念御為能様可仕候、

若隱密之儀被

仰出候共、一切他言仕間鋪候事

③、朝鮮通用書簡之儀、入念私無之様可仕候、尤日本之儀、

朝鮮与存替申間鋪候事

④、異国江御制禁之武具、朝鮮国江不相渡候様、堅可申付

候事

⑤、従前々之御法度之趣者勿論、自今以後被 仰出候儀、

猶以堅可相守候、御一門始、諸大名与以悪心申合、一味

仕間鋪候、万一悪事相頼族於有之者、早速可申上候事

右条々雖為一事於致違犯者

梵天・帝釈・四大天王、惣而日本国中六十余州大小神祇、殊伊豆・箱根両所権現、三嶋大明神、八幡大菩薩、天満大自在天神、部類眷属神罰・冥罰各可罷蒙者也、仍起請如件
享保三戊戌年十二月六日 宗对馬守 御据判

御血判ハ御判之白ミ内右
之方ニ御血判被成ル

井上河内守殿

久世大和守殿

戸田山城守殿

水野和泉守殿

松平石見守殿 御立会之御大目付

文字の異同こそあるが、神文も含め【史料⑩】と同じであることと分かる。方誠以降の藩主代替起請文を見ると、宗方熙（七代藩主）・義如（八代藩主）ともに【史料⑩】と同じである^⑩。全藩主のものを確認できているわけではないが、宗義章（一三代藩主）・義和（一四代藩主）も同じであることを考えれば^⑩、藩主代替起請文は【史料⑩】が固定化していたと言える。しかし料紙については明らかでなく、少なくとも方熙・義如期のものは前書が奉書紙、牛玉宝印が烏子紙だったようである。【史料⑩】がともに肌吉紙（奉書紙系料紙）であったことから、牛玉宝印料紙の違いが気になるところではあるが、牛玉宝印は配布されるものである以上、諸社寺の影響が大きかったと結論することができる。

また方熙・義如期のものは上包や収納箱の情報も明らかであ

る。すなわち、上包は肌吉紙（上書「誓詞 宗对馬守」）で、収納箱は煮黒目鑲に茶平打緒を通した薬籠蓋式桐白木箱（上書「誓詞 宗对馬守」）であった。上包や収納箱の情報ははっきりしないものが多いが、【史料⑩】以降、起請文が固定化されていたことを考えれば、上包や収納箱も同様であった可能性が高い。以上のことから对馬宗家が提出した藩主代替起請文は、義倫期に始まり、義方期以降幕末期まで固定化していたことができるのである。

おわりに

对馬宗家の幕府宛て起請文はその成り立ちからして関係し合っていた。「柳川一件」の結果無罪となった義成（二代藩主）は、幕府への感謝とともに、真摯に朝鮮通交を務める旨を誓約した起請文（【史料①】）を幕府に提出した。これは对馬宗家が提出した初めての幕府宛て起請文であり、將軍代替起請文にも藩主代替起請文にも分類されない、特異なものであった^⑪。当然同じ起請文が繰り返し提出されることはない^⑫。

次なる起請文の提出は家綱期であり、これが初めての將軍代替起請文となった。義成は起請文を二通用意していたようである。目には在国に伴う「仮誓詞」であった（【史料②】）。参府後に提出した起請文（【史料③】）には、「柳川一件」に触れられた箇所があり、【史料①】を意識して作成されたものと思われる。將軍代替起請文の前例がなかったことから、【史料①】を参考にせずにはいられなかったであろう。しかし綱吉期となると、对馬宗家

は幕府右筆から旗本起請文（【史料④】）を見せてもらっている。実際に提出された起請文（【史料⑤】）は【史料④】をベースに、【史料③】や新規事項（「寛文抜船一件」）を盛り込んだ内容であった。これと同じ起請文が家宣期、そして家慶（一二代將軍）期にも見られることから、幕末期まで固定化していた様子が窺える。対馬宗家の將軍代替起請文は様式・形態ともに綱吉期に確立したと言いうことができる⁵³⁾。

一方で藩主代替起請文の始まりは義倫（四代藩主）期に求められる。義真（三代藩主）が隠居願ひ（【史料⑧】）を出したことで義倫は藩主に就任する。その際対馬宗家は起請文の提出許可を幕府から取り付け、義真が過去に提出した綱吉將軍代替起請文（【史料⑤】）を踏襲する意向を示した。果たして提出された起請文（【史料⑨】）は、「御代替二付」といった將軍代替起請文特有の文言で始まる特異なものとなったのである。これが問題なく受理されたのは幕府自身、藩主代替起請文にあまり関心を寄せていなかったためであろう⁵⁴⁾。

このような事実は義方のときにも見られる。彼は義倫の死に伴って家督を相続したが、若年であることを理由に朝鮮通交の相続は認められなかった。藩主代替起請文には朝鮮通交に係る事項が多く含まれていたことから、朝鮮通交を相続していない義方が藩主代替起請文を提出することはできなかったのである。彼が起請文（【史料⑩】）を出したのは、義真から朝鮮通交を譲られた後のことであり、家督相続から実に八年が経過していた。朝鮮通交を相続させなかったのも、起請文を提出させなかったのも、全ては対馬宗家側の事情であり、幕府はここに一切関与していない。

大名家側の都合によって藩主代替起請文が提出されていた事実が窺えるのである⁵⁵⁾。その藩主代替起請文は義方期に【史料⑨】が修正され、それが方誠（六代藩主）期にも踏襲された（【史料⑪】）。同じものが義和（一四代藩主）期にも確認できることから、義方期に様式・形態ともに確立し、固定化したと言える⁵⁶⁾。

以上の内容と起源を持った起請文を対馬宗家は幕府に対して提出し続けた。しかし気になるのは、何故藩主代替起請文の提出が義倫（四代藩主）期からだったのか、ということであろう。將軍代替起請文の提出が義成（二代藩主）期から始まったことも気になるところであるが、家綱代始めに多くの大名家が將軍代替起請文を提出していた事実を考えれば⁵⁷⁾、その流れの中で対馬宗家も提出したと理解することができる。ただ藩主代替起請文は大名家側の事情によって提出されるものであったから、それぞれの藩内動向を見ていく必要がある。

ここで注目したいのは義真が隠居の際に起請文形式で願書（【史料⑦】）を作成しようとしていたことである。結局これは狩野養朴（幕府絵師）の指導によって実現しなかったが、義真が起請文形式で書いたことの意味が問われなければならない。義真は自身の藩主代替時において起請文を提出していなかったことから、初の幕府宛て起請文は綱吉將軍代替起請文（【史料⑤】）ということになる。加えて堀田正俊（幕府大老）が朝鮮御用老中に就任すると、堀田宛てにも起請文を提出していたようである⁵⁸⁾。このようなかたちで起請文を提出してきた義真が、どのような場面で起請文形式の文書を出すべきか分かっていなかったとは考え

られない。むしろ【史料⑦】は意図的に作成された可能性があるのである。その意図とは何か。筆者は御定高仕法が影響しているものと見ている。

貞享二年（一六八五）に出された御定高仕法は、銀の海外流出を憂えた幕府が初めて輸出銀量を制限したものである⁶⁵。当時最も銀を輸出していた長崎に主眼を置いたものであったが、対馬や鹿児島にも適用され、これをもって朝鮮貿易は衰退したと言われてきた⁶⁶。ところが対馬宗家はその後にも制限額を超える銀を輸出し、大きな利益を上げていた⁶⁷。御定高仕法は朝鮮貿易に影響を与えることはなかったのである⁶⁸。

しかし、幕府から御定高仕法を適用されたことの意味は大きかった。なぜなら対馬宗家が担う朝鮮通交が「軽々敷」見られていることと同義だったからである⁶⁹。朝鮮御用老中就任に伴う起請文提出が阿部から拒否されたこと⁷⁰、義真はアピールの機会を一つ失っていた。こうした中で隠居はチャンスであった⁷¹、義倫の藩主就任も同様にチャンスと捉えられていたのである。特に後者は恒例化することで定期的なアピールの機会を獲得することにもつながる。朝鮮通交の重要性を幕府に認識してもらうためにも、強烈的な意思を表現する起請文が選ばれたのである⁷²。

さて、このようなかたちで対馬宗家は幕府に対するアピールを続けていくが、幕府の「軽々敷」態度はそう簡単には改善されなかった。むしろアピールだけでは追い付かなくなり、直接幕府へ訴え出る手段⁷³請願が多用されるようになるのである。対馬宗家が最初に行った請願は輸出銀の限度額増額交渉であり、元禄一三

年（一七〇〇）になされた⁷⁴。朝鮮通交の重要性アピールから請願へ。こうした手段の転換にも朝鮮貿易「衰退」の一端を読み取ることができるのである。

① 江戸時代の対馬宗家が家督相続に際して朝鮮通交をも命じられていた事実については、古川祐貴「対馬宗家の家督相続と朝鮮通交（外交・貿易）」（長崎県対馬歴史研究センター所報「創刊号、二〇二一年）で指摘したことがある。筆者は家督だけでなく朝鮮通交をも相続した存在こそが対馬「藩主」であったと認識している（家督のみは対馬宗家「当主」に過ぎない）。

② 起請文とは、神仏に誓いを立て、その誓いが虚偽であった場合、あるいはそれを破棄した場合、神仏の罰を受けることを記した文書のことであり、平安後期に発生し、戦国期に様式的な完成を遂げたものである（佐藤雄基「起請文と誓約——社会史と史料論に関する覚書——」『歴史評論』七七九、二〇一五年）三二頁。遵守すべき誓約を記した部分を前書、神仏の勧請および呪詛文言を記した部分を神文という（前書＋神文＝起請文）。神文には牛玉宝印が用いられ、また起請者名には花押とともに血判が据えられたことから、起請者の強烈的な意思を表現する手段として用いられた（佐藤進一「新版 古文書学入門」〔法政大学出版局、二〇〇三年〕二二〇～二二六頁。起請文は「誓詞」「誓旨」「誓紙」なども表現されるが、特に大きな違いはなかったと考えられることから、本稿では史料に記される場合を除き「起請文」の語で統一する。

③ 「柳川調興公事記録 上中下全集書」（慶應義塾図書館所蔵「宗家文書」59の2）。対馬宗家が提出した起請文の原本は確認されていないことから、本稿では全て控や写によった。控や写では平出や欠字などの情報が正しく反映されていない可能性がある。

④ 柳川調興（対馬宗家重臣）が宗義成（二代藩主）を幕府に訴え出た事件。当初、御家騒動として推移したが、国書偽造・改竄の事実を調興が暴露したことで徳川家光が直接裁決を下す異例の事態となった。寛永一二年（一六三五）三月十一日に両者の御前対決が行われ、翌日結審。義成は無罪、調興は弘前津軽家へ預けられることとなった。同事件の詳細は差し当たり、田代和生「書き替えられた国書——徳川・朝鮮外交の舞台裏——」（中央公論社、一九八三年）一二三～一八一頁を参照のこと。

- ⑤ 荒野泰典「幕藩制国家と外交——対馬藩を素材として——」(『歴史学研究』別冊特集、一九七八年) 九九頁。
- ⑥ 最後部に「云々」とあることから、実際は神文、起請年月日、起請者名(書判・血判を含む)、宛所が存在したことが分かる。
- ⑦ たとえば、平野明夫「徳川將軍家代替わりの起請文」(同『徳川権力の形成と発展』(岩田書院、二〇〇六年) 初出二〇〇一年)、大河内千恵「將軍代替り誓詞の再検討」(同『近世起請文の研究』(吉川弘文館、二〇一四年) 初出二〇〇五年)、同「近世の起請文にみえる血判と端作り」(同前掲『近世起請文の研究』初出二〇〇九年)、同「江戸幕府の起請文制度」(同前掲『近世起請文の研究』など)。
- ⑧ 大河内前掲「近世の起請文にみえる血判と端作り」六三頁。
- ⑨ 実際、佐賀鍋島家に関しては大河内千恵氏が(大河内前掲「近世の起請文にみえる血判と端作り」六三頁)、同家に福岡黒田家を加えたかたちで松尾晋一氏が(松尾晋一「長崎御番」と幕藩関係——網吉政権期を中心に——『日本史研究』七〇三、二〇一一年) 七〇七—七一頁)、いわゆる藩主代替起請文を検討している。
- ⑩ 松尾晋一氏や程永超氏は「史料①」以外の起請文にも触れるが(松尾晋一「近世日本における海外情報の手ルートと質——朱一貴の乱(台湾) 情報を事例に——」『長崎市長崎学研究所紀要』創刊号、二〇一七年) 二八—二九頁、程永超「近世初期の対馬藩と大陸情報収集」(同『華夷変遷の東アジア——近世日本・朝鮮・中国三国関係史の研究——』(清文堂出版、二〇一二年) 初出二〇一二年) 二六三—二六四頁)、一部を取り上げたに過ぎない。
- ⑪ 起請文研究に関して挙げればきりがなく、近世起請文を初めて実証的に分析したのは平野明夫氏や深谷克己氏であり(平野前掲「徳川將軍家代替わりの起請文」、深谷克己「近世政治と誓詞」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四分冊) 四八、二〇〇二年)、同「池田光政(大名) 一六四—一六八二」(同「近世人の研究——江戸時代の日記に見る人間像——」(名著刊行会、二〇〇三年) 二六—四〇頁、同「法神習合の近世誓詞」(岡山藩研究会編『藩世界と近世社会』(岩田書院、二〇一〇年))、それに続くかたちで大河内千恵氏が研究を深めていったという具合である。大河内氏は近世起請文が「衰退した」「形式的」「儀礼的」と評価されてきたことに疑問を抱き(大河内前掲「近世起請文の研究」三頁)、近世起請文を初めて体系的に取り上げたことで知られる。本稿ではこれらの成果に学びながら、対馬宗家が提出した幕府宛て起請文について実証的な分析を試みるものである。
- ⑫ 平野明夫氏は幕府宛て起請文を九つに分類したが(平野前掲「徳川

將軍家代替わりの起請文」三七五—三七六頁)、対馬宗家が提出した起請文は基本的に將軍代替起請文と藩主代替起請文の二つであったことから、本稿ではこれらを中心に検討する。

⑬ 徳川家康死去に伴う秀忠代始め、秀忠死去に伴う家光代始めに將軍代替起請文が提出されたようだが(大河内前掲「江戸幕府の起請文制度」一〇九—一九頁など)、対馬宗家から提出された様子はない。

⑭ 藤井讓治「家綱政権論」(同『幕藩領主の権力構造』(岩波書店、二〇〇二年) 初出一九八〇年) 三四—二頁。

⑮ 萩毛利家のほか、岡山池田家、福岡黒田家、佐賀鍋島家の事例がすでに紹介されている(山本博文「江戸お留守居役の日記——寛永期の萩藩邸——」(講談社、二〇〇三年) 三〇三—三〇四頁、深谷前掲「池田光政(大名) 一六四—一六八二」) 三四—三五頁、松尾前掲「長崎御番」と幕藩関係」六三頁)。

⑯ 「起請文及び覚書看板」(九州国立博物館所蔵「対馬宗家文書」P1464)。

⑰ 大河内前掲「將軍代替り誓詞の再検討」二—一六頁。氏によれば神文は「靈社上巻起請文神文」「靈社起請文神文」「式目神文」「準式目神文」の四つに分類されるという。

⑱ 大河内前掲「將軍代替り誓詞の再検討」三〇—三二頁。

⑲ 「史料③」—三条目は「柳川一件」や朝鮮通交に係る内容である。

⑳ 「史料①」と比較すると、「史料③」一条目は「史料①」—三条目を合わせたもの、「史料②」二条目は「史料①」二条目と四条目の一部を合わせたもの、「史料③」二条目は「史料①」四条目の一部と五条目を合わせたものと解することができる。

㉑ 「厳有院殿御実紀巻一」慶安四年七月一九日条に、「〇十九日臨時朝会あり。」宗対馬守義成、参勤の拝謁す。二(傍点は筆者)とあり(黒板勝美・国史大系編修会編輯『新訂増補国史大系』第四十一卷 徳川実紀 第四篇)(吉川弘文館、一九六五年) 一七頁)、義成が六月に江戸になかったことが分かる。

㉒ 大河内氏は佐賀鍋島家の事例から「大名の在国中に將軍が替わつても、代替り誓詞は次回の上京時に出せばよい、というのが幕府の正式な見解であったが、鍋島家はそうはしなかった。必ず国元から「仮誓詞」をまず提出し、次回の上京の際本誓詞と取り替える、ということを繰り返していた。」と指摘する(大河内前掲「近世の起請文にみえる血判と端作り」六四頁)。

㉓ 家綱將軍代替起請文の提出時期が「慶安四年の六月十日・十二日・七月二日」に集中していることを踏まえれば(大河内前掲「江戸幕府

の起請文制度」一一九頁)、対馬宗家もそれに倣って【史料②】を提出していたことになる。

⑲ 前掲『徳川実紀 第四篇』一七頁。

⑳ 福田千鶴『人物叢書 新装版 酒井忠清』(吉川弘文館、二〇〇〇年)一八四〜一八五頁、深井雅海『日本近世の歴史3 綱吉と吉宗』(吉川弘文館、二〇一二年)二二〜二三頁。

㉑ 本節では特に断らない限り、「綱吉公御代替記 第一」(長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類「二〇」②)、^⑳「綱吉公御代替記 卷五終」(同所蔵「宗家文庫史料」記録類「二〇」⑤)による。

㉒ 「思々」とは深谷克己氏のいう「心次第」と同義であろう。氏は「心次第」とは言いつつも実際は迫られているのと同じであり、個々の自由な選択を迫ることで却って受け止められる側は強い覚悟に達することを指摘している(深谷前掲「近世政治と誓詞」八頁など)。

㉓ 伊賀はこのとき起請文の作成・提出に係る注意事項を口頭で伝達されていた。すなわち、①前書は奉書紙一紙にまとめること、②牛玉宝印の裏面に神文を墨書すること、③据判まで済ませ、血判のみ御用番・大久保忠朝(幕府老中)宅で行うこと、④血は左手中指から採るのが望ましいこと、⑤指を括る紙繕りも準備すること、⑥起請文は桐箱に入れて持参すること、⑦大久保宅では玄関より入場すること、⑧執筆は自筆でも右筆に任せてでも構わないこと、である。ここから起請文の作成・提出に係る大まかな方針が存在したことが分かる。起請文の一般的な手順・作法については、平野前掲「徳川將軍家代替わり」の起請文「三八六〜三九〇頁」でも明らかにされている。

㉔ 同事件に関しては、酒井雅代「寛文抜船一件からみる日朝関係」(同「近世日朝関係と対馬藩」(吉川弘文館、二〇一二年)初出二〇一二年)に詳しい。

㉕ 大河内前掲「將軍代替り誓詞の再検討」一一二頁。

㉖ 大河内前掲「將軍代替り誓詞の再検討」三〇〜三一頁。

㉗ 深井前掲「綱吉と吉宗」八六〜九一頁。

㉘ 本節では特に断らない限り、「家宣様御代替二付如先例御願被成義方様御誓詞被遊候一件」(国史編纂委員会所蔵「對馬島宗家文書」記録類5304)による。

㉙ このとき山川は井上用人から「書付」(四月一五日付)を受け取っている。すなわち、①明朝六時過ぎに井上宅で起請文を上げること、②神文まで調べてくること、③宛所は幕府老中六人の席次順とすること、④据判まで済ませ、血判のみ井上宅で行うこと、である。これは綱吉期において伊賀が口頭で受けた指示と同様のものであり(注27参

照)、今回はそれが文書形式でまとめられたということになる。こうした指示書の存在は次の徳川家継期にも確認できるが(家継様御代替二付如先例御願被成義方様御誓詞被遊候一件)〔長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類3749〕、吉宗期には存在しないことから(吉宗様御代替二付如先例御願被成義方様御誓詞被遊候一件)〔同所蔵「宗家文庫史料」記録類3749〕、必ずしも徹底されたものではなかったようである。

㉚ 牛玉宝印は表面に刷りがあり、裏面に神文が墨書されたことから、前書と継ぐ際、それを神文に続くようにつなぐためには牛玉宝印を裏返さなければならぬ。これを「起請継ぎ」という。こうした牛玉宝印の作法については、佐藤前掲「古文書学入門」二二九〜二三〇頁などに詳しい。

㉛ 前掲「家継様御代替二付如先例御願被成義方様御誓詞被遊候一件」、前掲「吉宗様御代替二付如先例御願被成義方様御誓詞被遊候一件」、^㉜「吉宗様御隠居家重様江御代替二付義如様御誓詞被遊候覚書」(国史編纂委員会所蔵「對馬島宗家文書」記録類3895)。また長崎県対馬歴史研究センターには「家継將軍代替り起請文控」が伝来しており、家宣期のもとの様式的にも形態的にも同じであったことが窺える(長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物587)〜3。

㉜ 「義章様御家督記録」(長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類150②③01)。

㉝ 大河内千恵氏は將軍代替り起請文が「統一された形式」になったのは「延宝八年の綱吉代始め以降」としており(大河内前掲「將軍代替り誓詞の再検討」四二頁)、対馬宗家の動きとも一致する。

㉞ 本節では特に断らない限り、「義真様御隠居家督記録」(長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類150②③153)による。

㉟ 狩野は対馬宗家に「殿(宗義真)様御並之御衆ハ誓旨ニ及不申候、御役人(幕府役人)方ハ御病者ニ御座候段相知居候而も誓旨被成候」(前掲「義真様御隠居家督記録 上」と述べ、起請文形式での提出を不要とした(引用史料中、亀甲括弧「」は筆者による説明を、丸括弧「」は筆者による補足を表す。以下同)。幕府役人は病氣になつた時点で起請文形式の届出が必要だつたらしい。このことは大河内前掲「將軍代替り誓詞の再検討」四六頁でも触れられている。

㊱ 戸田の命令は元禄六年(一六九三)二月五日になされたが、その内容は、①血判以外の全てを調べてくること、②宛所には幕府老中のほかに幕府大目付名も加えてくること、③明朝六時に持参すること、の

三点であった。特に②の幕府大目付名の書入れは、後に宗方誠（六代藩主）が提出する際も「先対馬守（宗義方・五代藩主）朝鮮御用被仰付、先阿部豊後守（阿部正武）様御宅ニ而誓詞仕候節ハ、御差因ニ而御立会之大御目付様御名書加候由、留書ニ相見候、（將軍）御代替ニ而誓詞仕候節ハ、大御目付様御名書加へ不申候」とあることから（二）方誠様朝鮮御役被為蒙仰候付御用番井上河内守様ニ而御誓旨被遊候次第日帳抜書（国史編纂委員会所蔵「對馬島宗家文書」記録類⑤69）、藩主代替起請文に特有のものであったのであろう。幕府大目付の職務に起請文の取り扱いが含まれていることはつとに知られる事実であるが（大河内前掲「江戸幕府の起請文制度」一二二～一二三頁など）、その名前の書入れが何故藩主代替起請文だけだったのかは不明である。

④ 藩主代替起請文の提出が義倫期において初めてであったことは、阿部正武（幕府老中）が朝鮮御用老中に就任した際（貞享元年（一六八四））の義真（二代藩主）の発言——これまで幕府宛て起請文は將軍代替時と朝鮮御用老中就任時の二度提出してきた——からも明らかである（古川祐貴「對馬宗家と朝鮮御用老中」『日本歴史』八三一、二〇一七年）二二二～二四頁）。つまり義真は自身の藩主代替起請文を提出していなかったことになる。

⑤ 大河内千恵氏は綱吉將軍代替起請文から「代替」の文言が見え始めることを踏まえ、「（將軍）代替り誓詞の誕生」と位置付ける（大河内前掲「江戸幕府の起請文制度」一二八～一二九頁）。これに倣えば「御代替」は將軍代替起請文特有の文言と言える。

⑥ 【史料⑨】は二次以上の史料であることから、筆写間違えの可能性もくはない。しかし冒頭の文言であり、かつ一字程度の誤字ではないことを踏まえれば、「御代替二付」で始まる藩主代替起請文が作成、提出されたと考えべきだろう。

⑦ 本節では特に断らない限り、古川前掲「對馬宗家の家督相続と朝鮮外交（外交・貿易）」による。

⑧ 【御誓詞之写】（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物154～16）

⑨ 本節では特に断らない限り、大森映子「對馬藩宗家の仮養子史料——近世中期の相続問題を中心に——」（二〇一〇～一二年度科学研究費補助金基盤研究（B）「藩世界と東アジア世界——西日本地域を中心に——」〔研究代表者：紙屋敦之〕報告書「對馬・沖繩調査報告集」（早稲田大学文学部、二〇一二年）六～一〇頁による。なお方誠は享保一〇年（一七二五）六月二八日に諱（実名）を「義誠」に改めているが、起請文提出時点では改名前の状態であったことから、本節

ではそのまま「方誠」を用いた。

⑩ ここからは特に断らない限り、前掲「方誠様朝鮮御役被為蒙仰候付御用番井上河内守様ニ而御誓旨被遊候次第日帳抜書」による。

⑪ 初入国することは、すなわち朝鮮通交を担うことを意味したから、藩主代替起請文には藩主代替の要素のほかに就職就任の要素も含まれていたと考えられよう。同様の起請文は「長崎御役」を担う福岡黒田家・佐賀鍋島家も出していたことが明らかにされている（大河内前掲「近世の起請文にみえる血判と端作り」七二頁、同前掲「江戸幕府の起請文制度」一二二頁）。

⑫ 「方照様朝鮮御役被為蒙仰候付御用番松平左近將監様於御宅御誓旨被遊次第日帳抜書」（国史編纂委員会所蔵「對馬島宗家文書」記録類⑤71）、「義如公殿様御家督并朝鮮御役被為蒙仰候付先格之通御用番酒井讚岐守様御誓詞被來候覚書」（同所蔵「對馬島宗家文書」記録類⑤362）。

⑬ 前掲「義章様御家督記録」、「義和様御家督記録 坤」（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類①（補遺）・③101）。

⑭ そもそも【史料①】が提出されたのは、「柳川一件」を経て改めて義成に朝鮮通交が命じられたためである。同事件の審理の過程で「諸事豊前（柳川調興）江相委ね候儀先祖之例」が明るみとなったことから家光は義成を無罪とし、「向後不調法之次第於有之其身可為越度候条、其旨可被相心得之、自今以後朝鮮通用之儀急度差因候様ニ可被仕候」ことを命じた（引用箇所は全て「寛永丙子信使記録 二」（東京国立博物館所蔵Q33297））。義成は裁決に感謝し、起請文を提出したい旨を幕府へ言上する。それに対して酒井忠勝（幕府年寄）は「御暇被下候節（起請文を）被差上候様ニ」と命じたことで（寛永丙子信使記録 二）（東京国立博物館所蔵Q33297-2）、帰国直前の寛永一二年（一六三五）八月五日に【史料①】が提出されることになったのである。朝鮮通交を命じられ、帰国直前に起請文を提出するといった流れは、後の藩主代替起請文の提出手続きと一致する。そのような意味で【史料①】は藩主代替起請文の起源とも位置付けられるかもしれない。ただ【史料①】提出直後に藩主代替起請文の提出慣行が成立したわけではないことから、ここでは「特異なもの」とした。

⑮ 【史料①】提出以前の寛永一二年（一六三五）六月に幕府は武家諸法度を発布したが、このとき家光は三代にわたる奉公を強調して大名家の起請文提出を求めなかったという（山本博文『日本歴史叢書 新装版 寛永時代』（吉川弘文館、一九九六年）一九一頁）。起請文不要の命令が【史料①】提出に影響することを恐れた義成は、幕府に対して

「此度御制度（武家諸法度）被仰出候節、諸大名誓旨ニ不可及与之御託
 二御座候得共、拙子（宗義成）儀者余人とハ違イ一件之儀別而厚ク奉
 蒙御息、殊ニ朝鮮向御用之儀無別条相勤候様ニと被仰付たる御儀ニ候
 得ハ、連々申し上げ候こと各別ニ誓旨差上申度奉存候」（前掲「寛永
 丙子信使記録 二二）と訴え出た。この訴えが認められ、義成は「史料
 ①」を無事に提出することができたのである。

⁵³ 料紙などの形態も踏襲されていた事実については本文でも指摘した通りである。將軍代替起請文の前書料紙・牛玉宝印料紙が奉書紙（楮紙）であったことは、すでに平野前掲「徳川將軍家代替わりの起請文」三九一頁でも触れられている。

⁵⁴ 將軍代替起請文ですら「各家に起請文の案文があり、受ける將軍家側も大体そのようなことが書いてあればよいとの認識があった」ことを踏まえれば（平野前掲「徳川將軍家代替わりの起請文」三九四頁）、藩主代替起請文はより一層厳密なものではなかった可能性がある。

⁵⁵ 藩主代替起請文の作成に際しては幕府老中の許可を取り付け、内見までしてもらってはいるが、全て対馬宗家主導である点は注意すべきであろう。

⁵⁶ 藩主代替起請文の前書料紙・牛玉宝印料紙は大名家ごとに違いがあったと考えられるが、対馬宗家の場合、將軍代替起請文と同じ奉書紙が用いられることが多かったようである。

⁵⁷ 大河内前掲「將軍代替り誓詞の再検討」二三～三二頁。
⁵⁸ 古川前掲「対馬宗家と朝鮮御用老中」二四頁。控や写が残っていないことから、どのような起請文であったのかは分からない。

⁵⁹ 同仕法については、中村實「貿易歳額制限と貿易運上——定高制と長崎会所の成立——」（同「近世長崎貿易史の研究」（吉川弘文館、一九八八年）に詳しい。

⁶⁰ 森山恒雄氏は、「従来は朝鮮貿易の取扱高は、銀高一、四八〇貫が公式の貿易額であったが、同四年（一六八七）から貿易額を一、〇八〇貫（年金一萬八、〇〇〇）に制限されたのである。従来対馬の貿易は二萬五、〇〇〇兩程の貿易額であった。そのために藩財政も急激に悪化していくことになった。」（森山恒雄「対馬藩」（長崎県史編集委員会編「長崎県史 藩政編」（長崎県、一九七三年）九五頁）と指摘している。
⁶¹ 田代和生「貿易帳簿からみた私貿易の数量的考察」（同「近世日朝通交貿易史の研究」（創文社、一九八一年）二五七～二六一頁。

⁶² 鹿兒島藩が幕府に申し立てた一六八二（天和二）年から一六八四（貞享元）年にかけての渡唐銀高は、削減を考慮にいたした虚

偽のものであって、実際はそれ以下であったのではないかとみられる。つまり実質的には、藩は貞享令（御定高仕法—古川）の打撃をうけることなく、むしろ高い上限高を獲得し、それにみあう貿易高の拡張をはかるうとしたと解される。（上原兼善「鎖国と藩貿易——薩摩藩の琉球密貿易——」（八重岳書房、一九八一年）一〇〇頁）と指摘している。

⁶³ 少し後の事例となるが、宝永元年（一七〇四）に朝鮮御用老中が阿部正武（幕府老中）から本多正永（幕府老中）へと交代した。その伝達の際に不満を持った対馬宗家は、「天龍院（宗義真）様江兩度（堀田正俊・阿部正武就任時）共ニ被蒙仰候御格式之（与カ）違軽々敷御事ニ而、存之外なる儀ニ候、此格ニ候得者、此方（対馬宗家）も他方与差別無之、朝鮮御役有之与申訳も差而立不申、以前与違朝鮮御役殊外軽々敷様ニ罷成氣之毒なる御事ニ候」（本多伯耆守様江朝鮮御用御奉り被仰出候付江戸表贈答之次第）（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類二二之④二）と述べている。「以前与違」の「以前」がいつ頃を指すのか分からないが、阿部の朝鮮御用老中就任（貞享元年（一六八四）以降と考えるならば、御定高仕法が適用された時期を想定してもあながち間違いではないだろう。

⁶⁴ 堀田が死去し、阿部が朝鮮御用老中に就任した際、対馬宗家は阿部に起請文の提出を画策するが、阿部から断られていた（古川前掲「対馬宗家と朝鮮御用老中」二三～二四頁）。

⁶⁵ 隠居願いとして起請文形式で作成された【史料⑦】に朝鮮通交をアピールする文言が含まれているわけではないが、「持病」があっても朝鮮通交が務められている状態こそが対馬宗家にとって問題だったのであろう。ゆえに義真は朝鮮通交を退任する必要があった。しかし本文でも述べたように、義真は義方期において再び朝鮮通交を相統する。このときは朝鮮通交が誰も務められるものではなく、「病身」でありながらも務めざるを得ないといった状況を演出することで、逆に幕府に対するアピールになったものと考えられる。

⁶⁶ 注2参照。義真がアピールの手段として起請文を選んだ背景については、綱吉期において「日常の細々した規定に起請文が多用された」現状があったであろうことを指摘しておきたい（大河内前掲「江戸幕府の起請文制度」二二二頁）。

⁶⁷ 田代前掲「貿易帳簿からみた私貿易の数量的考察」二五七頁。

〔付記〕本稿はJSPS科研費J18K112503・J520K00975の研究成果の一部である。